

特別規則

第1条 競技会の名称

2024 LOVE&PEACE オープン 耐久レース NEO

第2条 主催

株式会社エビスサーキット (ESC)
〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地
TEL: 0243-24-272 FAX: 0243-24-2936 E-Mail: info@ebisu-circuit.com
HP: https://www.ebisu-circuit.com

第3条 会場

エビスサーキット 東コース (2,060m)

第4条 開催クラス・参加台数・予選・決勝

1. 開催クラス

クラス名	メーカー名	車種
① Ninja-R	Kawasaki	Ninja250R
② Ninja-SL	Kawasaki	Ninja250SL
③ CBR-RR	HONDA	CBR250RR
④ CBR-R	HONDA	CBR250R
⑤ YZF-R25	YAMAHA	YZF-R25
⑥ 300-OP	2気筒 251cc ~ 390cc	YZF-R3/G310R/RC390
⑦ OPEN25	上記以外の 250 車両	上記以外の 250 車両
⑧ OVER25	250 ~ 400cc 以下の車両	250 ~ 400 cc以下の車両

- チーム編成 ライダー 2 ~ 3名 ピットクルー 1名以上 4名以内
- 出場台数 クラス合計 30 台とする。クラス成立台数は 1 台とする。
- レース成立台数 合計 10 台以上
- 予選 タイムアタック方式とし、義務周回数は定めない。
- 決勝レース 3 時間の耐久レースとする。
- 募集台数 25 台

第5条 参加資格

16歳以上で自動二輪運転免許証所持者。ただし、主催者が認めた場合は、その限りではない。

第6条 開催日・参加申込・参加料

- 開催日 2024年9月8日(日) *9月7日公式練習日
- 参加申込 2024年8月10日~8月20日
- 参加申込先 〒964-0088 福島県二本松市沢松倉1番地
エビスサーキット L&P 耐久事務局宛 TEL.0243-24-2972

- 参加料金 A: ESC ライセンス所持者
B: 2024年度 L&P レース第1戦第2戦に参加した方
C: それ以外の方
①A/B でチームを組む場合...30,000円
②Cの方がいる場合...1名につき 2,000円追加

5. 参加申込は、エビスサーキットホームページから WEB エントリーもしくは、参加申込書に必要事項を記載し、参加料を添えて締切日までに直接サーキットに持参するか、現金書留手に郵送すること。

第7条 ピットクルー

- レース参加者は、ピットクルーを申請することができる。
- ピットクルーは 4 名まで申請できるが、エントリー受理後の追加申請はできない。
- MFJ ライセンスの有無は問わないが、16 歳以上であること。

第8条 参加受理書

- 必要事項を記入した申込書と参加料金を大会事務局が受理したのに対し、参加受理書が送付される。
- 一旦受理された参加料金は、下記の 3. の場合を除き、いかなる理由があっても返金しない。
- 大会が取りやめになった場合、次の条件に従って参加料金が返還される。また参加が拒否された場合も参加料金は返金される。

事例	出場料
当日フリー走行も行われず中止	受付したものの全員に返金
予選は行われ、決勝グリッド発表後に中止	決勝進出者に返金
決勝スタートが行われた後に中止	返金しない

*返金の際に保険料分と手数料分を差し引く場合がある。

第9条 ライダー変更・追加・車両変更

- ライダー変更と追加は、車両変更は、開催日の 10 日前 (8/29) まで無料で受付ける。
- 以降のライダー変更と追加は、以下の通り有料とする。追加は受け付けない。
ライダー変更...9月2日まで (手数料 5,000円)
車両変更...車検終了時間まで (手数料 5,000円) *同クラスに限る。

第10条 装備

- レーシングスーツ
 - レーシングスーツは、革もしくは同等の素材であること。
 - MFJ 公認のものが望ましい。
 - スーツはワンピース型もしくはウエストでつながるジッパータイプのもを着用すること。破れやほつれがあり、安全を確保できないものは使用できない。
- ヘルメット
 - ヘルメットはフルフェイス型であること。
 - 傷やひび割れのないもの。
 - MFJ 公認のものが望ましい。

3. ヘルメットリムーバー
転倒時の迅速なレスキュー並びに自己の安全のためにもヘルメットをスムーズに脱がすヘルメットリムーバーの着用を義務付ける。
4. グローブ・ブーツ
革・もしくは同等の素材であり、フックなどが外部に突き出していないものでなければならない。破れやほつれがあり安全が確保できないものであってはならない。
5. 脊椎パッド・チェストプロテクター
脊椎を保護する背負い式タイプのプロテクター、胸部を保護するプロテクションの装着を義務付ける。胸部プロテクションは衝撃緩和効果のある素材で心臓や肺への衝撃を緩和する形状でなければならない。
6. その他
エアバックベスト並びにエアバック機能付きレーシングスーツの使用を強く推奨する。

第 11 条 燃料・冷却水

1. ガソリンは、サーキット内で販売されているものを使用すること。
2. ガソリンの持ち込みは禁止とする。パドック及びピット内での保管は 20ℓ以下の金属携行缶を使用すること。
3. 水冷エンジンの冷却水は、水または水とアルコールの混合物（レース用として一般使用されている冷却水）に限る。ただし、不凍液が含まれる冷却水は、使用することができない。

第 12 条 医療施設の利用義務

1. 負傷した際には、施設の医務室で診察を受け、事故報告書にその結果を記載する。レース当日以外は、サーキット事務所で手当を受け事故報告書にその記載を行う。
2. 保険を使用する際に事故報告書に記載がないと保険は適応されない。
3. サーキット応需病院
柘記念病院 福島県二本松市住吉 100 TEL.0243-22-3100

第 13 条 主催者の権限

- 主催者は次の権限を有するものとする。
1. 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピット要員を選択、あるいは拒否することができる。
 2. チーム名が公序良俗に反する場合は、公式プログラム、結果表への記載の拒否または変更を命じることができる。
 3. すべての参加者・ライダー・ピット要員の肖像権および参加車両の音声・写真・映像など、報道・放送・放映・出版に関する権限を有し、この権限を第 3 者に使用することに許可できる。
 4. 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては選手受付後であっても参加を拒否できる。

第 14 条 ピット及びパドックの使用について

1. レース当日の使用ピットは、大会事務局により割り当てられる。
2. 割り当てられたピットを交換・変更する場合は、話し合いの上で交換・変更して使用すること。交換・変更した場合は必ず大会事務局に届け出ること。

3. ピット裏パドックなどの使用制限はないが、常識とモラルの範囲内で使用すること。
4. パドック及びピットの使用時間は午後 6 時までとし、保安上午後 7 時までには退園すること。ただし公式通知などで使用時間を定めた場合はそれに従うこと。
5. ピット、パドックは火気厳禁とする。喫煙（電子タバコを含む）は、指定場所（事務所前）で行うこと。
6. 使用したピットは、責任をもって清掃すること。
7. トランスポーター及びサービスカー等の移動を指示された場合、速やかに従うこと。緊急車両の移動に妨げになる場所に駐車したり、移動の指示に従わない場合、競技結果に対するペナルティまたは退場命令を科す場合がある。

第 15 条 特別スポーツ走行（前日）

大会前日に行われる特別フリー走行は、エントリーしたものであれば ESC ライセンスの有無に関わらず走行は可能とする。走行料金、時間などはタイムスケジュールに示す。

第 16 条 選手受付（参加確認）

1. 受付時間、受付場所はタイムスケジュールに示す。
2. 受付には本人または代理人が下記のものを持参しなければならない。
 - 1) 参加受理書
 - 2) 運転免許証もしくは ESC ライセンス
 - 3) 車両仕様書
 - 4) その他（提出するように指示のあったもの）*万が一のケガに備え、健康保険証は持参すること。

第 17 条 車両検査

1. 参加車両の公式車両検査ならびにライダーの装備検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って車検場で行う。
2. 車検を受ける際は、受付完了印のある車両仕様書を持参すること。
3. 車両はアンダーカウルを外した形で持ち込みアンダーカウルも持参すること。
4. 車両は、確実性・トラブル発見のために整備と清掃した状態で持ち込むこと。
5. 給油に使用する金属携行缶と使用期限内の消火器（内容量 2.5kg 以上のもの）も一緒に検査を受けること。

第 18 条 ブリーフィング

1. 全ライダーの出席すること。チーム全ライダーが出席できない場合は、チーム責任者及びスタートライダーの出席を義務付ける。
2. 事前申請された車両整備等の理由でレースディレクターが欠席をやむを得ないと認めた場合、指定された時間に行う再ブリーフィングに出席すること。
3. ブリーフィングでは、レースで使用する「腕章」を配布する。レース終了後はサーキット事務局に返却すること。
4. 決勝スタートライダーが変更になる場合は、ブリーフィング終了後に申し出ること。

第 19 条 スタート車両

1. スタートする車両は、登録された T カーを除き、義務付けられたサイティングラップおよびウォームアップを走行した車両に限られる。
2. レースに参加する車両はスターター装置が装着されていなければならない。

第 20 条 T カーの使用について

1. 決勝レース中に何らかの理由で T カーを使用する場合は、車検に合格していること、および交換前の車両が自力で自己のピットに戻ってきたことを条件に認める。
2. T カーを使用した場合は、ペナルティとしてレース結果より 5 周減算とする。

第 21 条 ピット作業

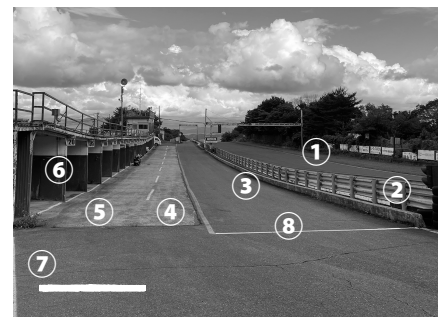
1. ピットで作業を行える人数は、ライダーを含め 5 名までとする。
2. いかなる理由があろうともライダー交代のみ以外の場合はエンジンを停止し、転倒を防止し、必ず車両にはスタンドを掛けなければならない。エンジンの調整のため、エンジン始動の必要がある場合は、事前にオフィシャルに申し出て許可を得ること。
3. 全ての作業は、必ず自己のピットの前の作業エリアで行うこと。ピットボックス内またはパドックにて作業を希望する場合は、オフィシャルに申し出て許可を得ること。無断でピットボックス内またはパドックに車両を移動した場合は、リタイヤとみなされ、再びレースに復帰することが出来ない場合がある。

第 22 条 給油規定

1. 給油の際はエンジンを停止し、必ずスタンドを立てること。
2. 給油中は、いかなる作業もしてはならない。
3. 乗車したままでの給油は禁止する。
4. 給油中は、消火器を給油口に向けて構え、万が一の発火に備えること。
5. 給油は主催者より支給されたポンプを使用すること。ポンプの加工は禁止する。
6. ポンプは、主催者より支給された 1 本 / チームのみ使用できる。同チームで複数台数参加している場合、一度に複数のポンプを使用することは禁止する。
7. 給油の際にガソリンタンクを置く台を使用することは可能とする。ただし、タンクの底面がバイクのタンクより 5cm 以上高くなってはならない。(手持ちの場合も同様とする)
8. 誤ってガソリンをこぼしてしまった場合は、速やかに掃除すること。
9. 1) 作業エリアで行うこと。
2) 整備・作業でピット内に戻る場合は、作業エリアで給油してから戻るか、作業後に作業エリアで給油すること。
10. 服装
 - 1) 給油に関わるものは飛散した燃料による災害防止のために、ゴーグルまたはフルフェイス型のヘルメットを着用すること。
 - 2) 服装は長袖・長ズボンを着用すること。燃えやすい化繊などの素材は使用を禁止する。

第 23 条 ピットインおよびピットアウト

1. 大会期間中を通してピットロードの制限は、40km/h とする。
2. ピットインする車両は、後方を確認して 100R にある P マーク付近より安全にコース右側に車両を寄せ、後続車に合図を送りながらピットロード入口に向かわなければならない。
3. ピットガレージの前の部分は次の 3 つに区分される。



- ①トラック
- ②シグナルプラットホーム
- ③走行（加速・減速）レーン
- ④補助レーン
- ⑤作業エリア（コンクリート舗装）
- ⑥ピットガレージ
- ⑦ペナルティストップエリア
- ⑧ピットロード出口の白線

- 1) 走行レーンのスピード制限は、ピットロード出口の白線まで 40km/h とする。
- 2) 補助レーンは、競技車両の走行及びピットクルーが立ち止まり続けることは禁止される。
- 3) 補助レーンは、黄色の実線と白の破線で区切られる。
- 4) ピット作業は、作業エリアで行うこと。
- 5) 作業エリアとピットガレージは白色実線で区切られる。
- 6) ピットロードは、競技車両が優先されシグナルプラットホームへ横断するピットクルー等は、それを妨げてはならない。
4. ピットロードは、ピットインする車両が優先され、ピットアウトする車両はそれを妨げてはならない。ピットからコースへ復帰する際、必要に応じてピットクルーが安全を確認して誘導すること。
5. ピットロード出口 シグナルライトについて
 - 1) フリー走行・予選・決勝を通じて赤灯が点灯しているときはコースインしてはならない。緑灯が点灯している時または全灯消灯しているときにコースインすることができる。
 - 2) ピットアウトしてコースインするライダーは、第 1 コーナーを通過して S 字入口付近までコーナーの右側に沿って走行しなければならない。後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。

第 24 条 予選

タイムスケジュールに定められた時間にタイムアタック方式で行い、計測タイムの速いチームをグリッド上位とする。義務周回数は定めない。同タイムの場合は、ベストタイムを先に記録したチームを上位とする。

第 25 条 スタート方式と決勝グリッド

1. 予選結果に基づきグリッドを決定する。
2. グリッド配列は、45 度のくし形形状とする。
3. スタート方式は、ル・マン式スタートとする。

第 26 条 決勝レース

1. スタート前チェック
 - 1) スタート前チェックの時間帯はタイムスケジュールに示され、時間内に受けない者はリタイヤとみなされる。既定の時間内に受けることが出来ない場合、その旨を届け出ること。
 - 2) スタート前チェックを終了した車両は、オフィシャルの指示があるまで自己のピットまたはピット出口にて待機すること。

- 3) スタート前チェックを終了した車両は、ピット内およびパドックに車両を移動することはできない。ただし、修理・整備のためオフィシャルの許可または指示があった場合はこの限りではない。
 - 4) スタート前チェックを受けた車両は、レーススタートの合図が出されるまで給油はできない。
2. ウォーミングアップ走行
- 1) スタート前チェックを受けたライダーはピットロード出口に3列に車両を整列させる。
 - 2) 全車がスタート前チェックを終了するか、もしくはスタート前チェック時間が終了した時点で10分間のウォーミングアップ走行を行う。このウォーミングアップ走行は、義務とする。
 - 3) 走行を義務付けるが周回数は定めない。しかし走行しなかった場合は3周減算とする。
 - 4) ウォーミングアップ走行に参加しない車両は、ピットロードの作業エリア内にて待機すること。ピット内及びパドックに車両を入れることはできない。
3. 整列
- 1) ウォーミングアップ走行が終了したら、一旦ピットロードに戻りオフィシャルの指示に従い、手押しにてグリッドに整列させる。
 - 2) スターター装置が故障の車両は、エンジンを始動したままでピットロード出口に待機する。スタートの合図の後、全車がピットロード出口を通過した後にピットロード出口よりスタートできる。
4. スタート5分前
- グリッド前方でスタート5分前のボードが出される。
スタート3分前まで車両の調整等の作業が許される。グリッド上でのウォーマーは禁止とする。(ただし、余熱利用は可能とする。) この時間でグリッドへの移動は終了とする。
5. スタート3分前
- グリッド前方でスタート3分前のボードが出される。1名の車両を支えるメカニックとエアバック起動ケーブルを接続するメカニック1名(スタートライダーがエアバックを装着している場合)を残し、その他の者はコースより退去する。
6. スタート1分前
- グリッド前方でスタート1分前のボードが出される。
スタートライダーは、車両と反対側に移動する。
7. スタート30秒前
- グリッド前方でスタート30秒前のボードが出される。
8. レーススタート
- シグナルタワーにて日章旗またはLOVE&PEAEの旗が振り降ろされ、決勝レースがスタートとなる。
- 1) エンジンの始動は、始動装置(セルもしくはキックスタートのいずれか)で行う。
 - 2) 始動装置が故障などの理由でやむを得ず押し掛けを行う場合は、フラッグタワーで緑旗が提示された後に行うこと。数度エンジンの始動を試みてもかからない場合およびオフィシャルから指示があった場合は、速やかにピットロードへ車両を移動すること。
 - 3) ピットロードよりスタートする車両は、全車がピットロードの出口通過後オフィシャルの指示に従い、レースに参加できる。

第27条 反則スタート

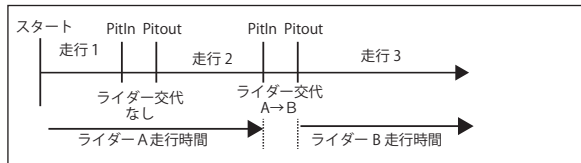
1. スタートの合図の前に車両に近づいた場合は、ジャンプスタートとする。
2. スタートの合図の際によそ見をしていた場合は、危険行為とみなし反則スタートとする。
3. ピットおよびチームクルーが、スタート手順に違反した場合、ライダーに対してペナルティが科せられる。
4. ブリーフィング終了後以降、登録されたスタートライダーがケガや体調不良でスタートライダーを行えない場合、事務局に申し出ること。登録と違うライダーが無届でスタートライダーを行った場合は、判明時点で黒旗とゼッケンを提示し、スタートライダーへ交代を指示する。ライダー交代までの周回は抹消される。

第28条 レース中の行為

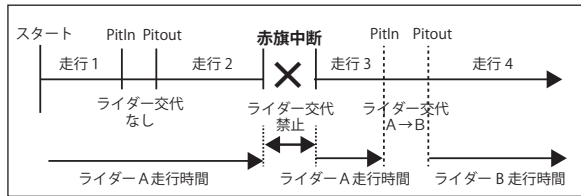
1. 配布された腕章は必ず右腕に装着すること。
2. 走行中コース上にオイルなどをまき散らす恐れのあるようなトラブルが発生した場合には、ピットまで戻ろうとはせずに速やかにトラック外の安全な場所に車両を停めること。
3. 2. のトラブルにより本人及び他のライダーに危険を及ぼす恐れがあると判断された場合は、フラッグタワーでオレンジボウル旗(黒地にオレンジの丸)とゼッケンを提示する。これを提示されたライダーは速やかにトラックから離れ安全な場所に車両を停めること。この旗はオブザベーションポストにおいても提示される場合がある。これに従わない場合は、失格までの罰則が科せられる。
4. ピット入口を通過後にホームストレートでトラブルが発生した場合は、オフィシャルの指示に従い、ピットロード(走行レーンを除く)を逆向きに押しして自己のピットへ戻る事ができる。ただし、進行方向左側に停車した際は、ピット出口に向かってホームストレートを横切ることはいできない。
5. レース中に走行不能となった場合は、できるだけセーフティゾーンの奥に車両を退避させてライダーは安全な場所に避難すること。避難する際にコースの横断はできない。ポストに避難した場合を除き、ヘルメットは取らないこと。
6. 車両を押ししてトラック上を移動する場合は、
 - 1) 後続車に充分注意すること。
 - 2) ピットロードでは、ピットインする車両の妨げにならないようにすること。
 - 3) ピットロード入口のシグナルアーチからピットクルーの介入を認めるが、速やかに自己のピットに移動し、作業は自己のピットにて行うこと。これに反した場合、外部からの援助とみなし、失格までのペナルティが科せられる。
7. グリーン上にて車両を修理する場合は、ライダー自身が行うこと。外部からの援助は一切禁止する。工具は車両に付属のものを使用し、外部から持込む(手渡す)ことはできない。修理を行う場合、コースに背を向けないこと。

第29条 最大運転時間と最小休憩時間

- 1.1 回の連続運転時間は、最大40分までとする。
2. 運転(ライダー交代)後は、運転時間にかかわらず、20分以上の休憩すること。
3. 原則としてエントリーしている2名以上のライダーが必ず走行すること。ただし、怪我やその他の理由で1名でレースの走行時間を希望する場合は、レースディレクターの許可を得て、レースを続行するかどうか判断される。



*マシントラブル及び転倒などが原因と判定される時間オーバーについてはペナルティの対象としない。



*赤旗に起因するケガややむを得ない状況の時は、レースディレクターの許可と決定された条件に従ってライダーの交代を認める場合もある。

第30条 レースの中断

1. 競技の続行が不可能と判断された場合は、赤旗提示またはセーフティカーの導入によりレースを中断または非競技化する場合がある。
2. 赤旗による中断
 - 1) コース上の車両は直ちに停車できるスピードで自己のピットに戻らなければならない。
 - 2) ピットで作業中の場合は作業を中断し、オフィシャルの指示があるまで作業は禁止される。
 - 3) 再スタート
 - (1) リタイヤしていない全ての車両が再スタートすることができる。
 - (2) スタート方式は次のいずれかとする。
 - ①ル・マン式スタート
 - ②グリッドスタート
 - ③ローリングスタート
 - (3) 再スタートのためのスターティンググリッドは次のいずれかで決定する。
 - ①中断された直前までの順位
 - ②直前のヒート順位（3ヒート以降の場合）
 - ③中断された時点でのコントロールライン通過順
 - ④予選結果（予選がある場合）
 - ⑤その他、レースディレクターまたは競技監督の決定による。
 - 4) 赤旗中断でレースが終了となることが決定している場合、赤旗と共にチェッカーフラッグが提示される。この場合のチェッカーフラッグ提示は、第32条1.の完走者を認定するものではない。
 - 5) 順位の決定
 - (1) 再スタートを行わない場合
 - ①赤旗が表示された時点でコース上を走行している全ての競技者がレース状態でコントロールラインを通過した時点の計測結果に基づき、周回数の多い者が上位となる。
 - ②周回数が同じ場合は、コントロールライン通過順とする。
 - (2) 多数のヒートに分かれてレースが行われた場合
 - ①各ヒートの走行周回数を合算し、周回数の多い者が上位となる。
 - ②周回数が同じ場合は、最終ヒートのコントロール通過順とする。

3. セーフティカー導入による中断

- 1) レースを停止（赤旗）するほどではないが、現場処理を黄旗だけでは安全確保出来ない場合には、セーフティカーを使用して一時非競技化する場合がある。
- 2) フラッグタワーおよび全てのオブザベーションポストにおいて「SC」ボードと黄旗を提示する。
- 3) ライダーは、追い越し禁止、セーフティカー先導走行に備える。
- 4) セーフティカーは、原則としてレースリーダーの直前に入るが安全上レースリーダーの位置に関係なくコースインする場合がある。この際、セーフティカーとレースリーダーの間の車両に対しセーフティカーを追い抜く合図を出す。セーフティカーを追い抜いた車両はマシンを十分コントロールできる速度で隊列の後方へつくこと。セーフティカーとレースリーダーの間に複数台いる場合は、1台ずつ追い越しの合図を待つこと。ライダーはセーフティカーに追従して走行する。
- 5) 原則として全車（ピットイン車両は除く）がセーフティカーの後方へ追従するまで走行を続ける。
- 6) セーフティカーがトラックから離れる際は、追従するライダーが確認できる所（原則コントロールライン）で回転灯を消灯する。
- 7) セーフティカーがトラックから離れた時点で全てのオブザベーションポストにおいて緑旗が提示される。
- 8) 再スタートの合図の後、各自がコントロールラインを通過するまで追い抜きは禁止される。
- 9) セーフティカー導入中には、ピットに戻ることができる。ただし、トラックに復帰する際にはピットロード出口の信号灯が緑灯点灯または全灯消灯、またはオフィシャルの指示があった時だけコースインできる。この際に発生するハンデキャップ（不利益）は一切考慮されない。

第31条 レースの終了

1. 発表されたスタート時刻から3時間経過後、レースリーダーからチェッカーフラッグが提示され、レース終了となる。
2. いかなるロスタイムの発生または何度レース中断があった場合でも1.によりレース終了となる。
3. レースリーダーの位置に関係なく3時間経過と同時にチェッカーフラッグが提示される場合がある。
4. 誤って3時間経過前にチェッカーフラッグが提示された場合、その時点でレースは終了したものとす。
5. 誤って遅れてチェッカーフラッグが提示された場合、3時間経過時点でレースは終了したものとす。
6. チェッカーフラッグ提示とともにピットロード出口は閉鎖される。
7. チェッカーフラッグは最長3分間提示される。

第32条 順位の決定

1. 規定時間に多くの距離（周回数）を走行した完走者を上位とする。
レースリーダーの2/3以上（小数点切り上げ）を走行し、トラック上でチェッカーを受けたものを完走者とする。
ピットロードのフィニッシュラインを通過した場合、チェッカーフラッグを受けたとみなされない。

2. 続いて多くの距離（周回数）を走行した未完走者を上位とする。
- 3.1.2. において同周回の場合、フィニッシュラインまたは最後のコントロールライン通過純とする。
4. 第 31 条 3.4.5. の場合は、チェッカーフラッグが提示される直前に全車がレース状態でフィニッシュ/コントロールラインを通過した時点で順位を決定する。
5. ペナルティによって周回数が減算された場合、ペナルティが科される前の走行周回数が多い方を上位とする。
6. 赤旗中断があった場合は第 30 条 2. 5) による。

第 33 条 違反行為

ペナルティは原則として周回数の減算とし、その裁量は下記を除き、レースディレクターが決定する。

Tカー使用	5 周減算
ウォーミングアップ走行不出走	3 周減算

第 34 条 参加者の遵守事項

1. 全ての参加者は、競技期間中本規則を遵守し競技役員の指示に従わなければならない。
2. 全ての参加者は、主催者・競技役員・大会関係者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
3. すべての参加者は、自分の言動について責任を持たなければならない。
4. エビスサーキット 2 輪特別競技規則 Page2「サーキット走行に関する規則」を遵守すること。

第 35 条 主催者の権限

主催者は、次の権限を有するものとする。

1. 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピット要員を選択、あるいは参加拒否することができる。
2. チーム名等が公序良俗に反する場合は、公式プログラム・競技結果への記載の拒否または変更を命じることができる。
3. すべての参加者・ライダー・ピット要員の肖像権および参加車両の音声、写真・映像など、報道・放送・放映・出版に関する権限を有し、この権限を第 3 者に使用できることを許可できる。
4. 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる。

第 37 条 競技結果の発表

1. 各レース終了後に暫定結果の公表を行う。
2. 暫定結果の発表後 30 分以内に抗議や罰則の適用がないときは正式結果となる。

第 38 条 抗議

1. 抗議の申し立ては、当該ライダーおよびエントラント代表のみが行うことができる。
2. 抗議の申し立ては、1 項目につき 5000 円の保障金が必要となる。
3. オフィシャルの判定に対する抗議は受け付けない。

4. 主催者およびレースディレクターによる退場命令には抗議できない。
5. 車検検査に対する抗議申し立ては、車検終了後 10 分以内とする。
6. 予選走行に起因する抗議申し立ては、予選終了後 10 分以内とする。
7. 決勝レースに起因する抗議申し立ては、暫定結果発表後 30 分以内とする。
8. 正式結果に対する抗議は受け付けない。
9. 抗議に対する裁定は、レースディレクター、競技監督、主催者の三者により、申し立てに基づき関係者からの事情聴取、事実確認を行ったうえで下すものとし、この決定を最終的なものとする。抗議が認められた場合、保証金は返却される。

第 33 条 レースの賞典

順位	賞典内容	参加台数	賞典対象
優勝	トロフィ + 副賞	1~3 台	1 位のみ
2 位	トロフィ + 副賞	4~5 台	2 位まで
3 位	トロフィ + 副賞	6~7 台	3 位まで
4 位	トロフィ + 副賞	8~9 台	4 位まで
5 位	トロフィ + 副賞	10 台~ 11 台	5 位まで
6 位	トロフィ + 副賞	12 台以上	6 位まで

車両規定

第 1 条 車両規定

1.Ninja-R/Ninja-SL/CBR-RR/CBR-R/YZF-R25

2000 年以降に発売された 250cc 以下の 4 サイクルエンジンを有する単気筒もしくは 2 気筒の車両（2000 年以降も新車が継続販売されていた車両も参加可能）。「エビスサーキット 2 輪特別規則書」車両規定にすべての条項が合致していること。

2.300-OP

以下の車両が参加できる。ただし、「エビスサーキット 2 輪特別規則書」車両規定にすべての条項が合致していること。

1)YAMAHA YZF-R3 2)BMW G310R 3)KTM RC390

3.250-OP

250cc 以下の 4 サイクルエンジンを有する車両。年式・気筒数は問わない。ただし、「エビスサーキット 2 輪特別競技規則」車両規定にすべての条項が合致していること。

4.OVER25

排気量が 250cc ~ 400 cc までの 4 サイクルエンジンを有する車両。ただし、「エビスサーキット 2 輪特別競技規則」車両規定にすべての条項が合致していること。

車両規定 上記以外の車両規定に関しては、「エビスサーキット 2 輪特別競技規則書 第 3 章 LOVE&PEACE 車両規定」をご覧ください。